

意見書

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会

会長 木村 義恭

子ども子育て支援法はそもそも全ての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切で、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されなければならない理念である。このことを実現するために子ども子育て会議では施行までに二十数回に及ぶ会議を行い質の向上と量の確保について協議を重ね、幼保連携型認定こども園においては幼稚園と保育所のいずれか高い基準を取り入れているのが特徴である。

この観点から次の事項について確認するとともに意見書を提出いたします。

I、子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正（案）について

改正の内容

(1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

③ 幼稚園において預かり保育の充実（長時間化・通年化）^{*1}により、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることが出来る、また一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入^{*2}や長時間預かり運営費支援事業^{*3}による0～2歳児受入を行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることが出来るとあるが、

^{*1}この幼稚園における預かり保育の充実とは、現状の私学助成で対応するものか、それとも施設型給付の幼稚園に移行し公定価格で対応するものか、その際には特定給付施設としての申請が必要と考えますが見解をお聞かせください。

^{*2}幼稚園における2歳児の受入は待機児童がいる市町村にあって、認可基準を満たす施設においては市町村からの委託を受けて実施するものであり、すべての幼稚園が無条件に2歳児を受け入れることが出来るものではない事を再度確認したい。

^{*3}長時間預かり運営費支援事業とはいかなる事業であるのか詳細を示して頂きたい。加えて運営費を支援する事業なのか、それとも0～2歳児の保育を支援するのか事業名称なのかを教えていただきたい。この事業実施に伴い特に乳児への安全に関する配慮は欠かせません。保育所等では毎年監査があります。幼稚園において0～2歳児を受け入れる場合、食事、午睡時等における安全対応実施など、事故防止の観点から毎年の監査を義務付け

る必要があると考えます。

II、国家戦略特区における小規模保育事業について

現在の小規模保育事業との連携施設が難しい状況から鑑みると賛成します。ただし待機児童が解消されるまでなど期限を設けるべきである。また施設の確認基準等も幼保連携型認定こども園に準じるなど子どもたちの安心安全を確保することが重要であり、市町村に強く通知する事を要望します。

III、技能・経験に応じた 保育士等の処遇改善等について

1号認定に関するキャリアアップ研修について

技能・経験に応じた 保育士等の処遇改善等についてキャリアアップ研修計画の実施に伴い質を向上させ処遇を改善する制度は極めて大切あり感謝致します。2・3号関係に関しては厚労省が都道府県にそのガイドライン等を通知し実施に向けて取り組んでいます。1号関係に関しての所管は都道府県・市町村・幼稚園団体・大学等が実施する既存の研修を活用となっておりますが、1分野15時間の研修を実施されている機関はありません。仮に免許更新講習をそれに代替可能となった場合でも30時間の講習時間では2分野に留まります。また認定こども園は1号から3号までの子どもたちが在園し保育者も年度によっては1号子どもを担当したり、3号子どもを担当することがあります。共通する研修については相互補完が出来るなどの柔軟な対応も検討しなければなりません。ことから今後の研修実施計画や柔軟な対応方法などについてお示してください。

全体を通じて待機児童対策という極めて重大な課題を解決するために量の確保が先行しそれに伴う安全・安心を確保することが疎かになってはなりません。常に質と量がセットになった政策が講じられるよう強く要望致します。

以上